

平成26年1月20日

各 位

会 社 名 株式会社 シベール
代表者名 代表取締役社長 佐島清人
(JASDAQ コード番号2228)
問合せ先 常務取締役 本田政信
(TEL 023-689-1131)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更等に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更等について決議致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式売買単位を100株とするため、株式を分割するとともに単元株制度を採用します。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成26年2月28日(金)を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき100株の割合をもって分割します。

(2) 分割により増加する株式数

平成26年2月28日(金)最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数とします。平成25年8月31日(土)現在の発行済株式総数を基準に計算すると次の通りとなります。

① 株式分割前の発行済株式総数	18,068株
② 株式分割により増加する株式数	1,788,732株
③ 株式分割後の発行済株式総数	1,806,800株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	6,000,000株

(3) 分割の日程

① 基準日公告日	平成26年2月13日(木)
② 基準日	平成26年2月28日(金)
③ 効力発生日	平成26年3月1日(土)

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に伴ない、資本金の額の変更はありません。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記の株式分割の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成26年3月1日(土)

上記の単元株制度の採用に伴ない、平成26年2月26日(水)をもって、東京証券取引所に

おける売買単位も1株から100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴ない、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づき、定款の一部を変更致します。

(2) 変更の内容

- ① 株式分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、定款第6条を変更致します。
- ② 単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、定款第7条を新設致します。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>60,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,000,000株</u> とする。
(新設)	(<u>単元株式数</u>) 第7条 <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u>
第7条～第41条 (条文省略)	第8条～第42条 (現行通り)
(新設)	附則 <u>第6条の変更及び第7条の新設並びにそれに伴う条文の繰り下げは、平成26年3月1日をもって効力が生じるものとする。</u> <u>なお、本附則は効力発生日をもって削除する。</u>

5. 株主優待制度の一部変更について

当社は、毎年2月末日及び8月31日の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、自社製品を贈呈しております。今回の株式分割に伴ない、下記の通り株主優待制度を一部変更致します。

(1) 変更の内容

現行		変更後	
1株以上4株まで	約3,000円相当の 自社製品	100株以上500株未満	約3,000円相当の 自社製品
5株以上	約6,000円相当の 自社製品	500株以上	約6,000円相当の 自社製品

※この変更による実質的な変更はございません。

(2) 変更時期

平成26年2月28日現在の株主名簿に記載又は記録された株主様より適用致します。

以上